

千葉県高齢重度障害者介護支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、手厚い介護や医療的サービスが必要な高齢で重度の障害者を受け入れている施設が生活支援員等の加配を行った場合、必要な経費の一部を助成することにより、利用者の安全の確保及び処遇の向上を図ることを目的として行う千葉県高齢重度障害者介護支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。

(2) 看護職員 保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

(3) 高齢重度障害者 千葉市が支給決定を行った、指定障害者支援施設に現に入所している、年齢50歳以上の者で、療育手帳、かつ、身体障害者手帳1級若しくは2級を所持し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 定期的又は頻回に導尿を受けている者

イ 人工肛門又は人工膀胱を有し、自己管理ができず、定期的又は頻回に管理を必要とする者

ウ 糖尿病のインシュリン注射の自己管理ができず、定期的又は頻回に管理を必要とする者

エ 継続して人工透析を受けており、定期的に継続して管理を必要とする者

オ アルツハイマー病等の認知症の診断を受けている者

(対象施設)

第3条 本事業の対象施設は、千葉県内において設置運営する指定障害者支援施設とする。

(対象施設の要件)

第4条 対象施設は、千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日千葉県条例第70号）第4条の規定に定める看護

職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を、これらの施設に通常置くべき従業者の総数（強度行動障害加算事業等に必要の人員を含む。）に加えて、常勤換算方法で対象者の数を7で除した数以上配置していなければならない。

（実施の届出）

第5条 この要綱に基づき本事業を実施しようとする事業者は、千葉県高齢重度障害者介護支援事業実施届出書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実施の承認）

第6条 市長は、前条の届出を受理したときは、内容を審査し、承認の可否を決定し、千葉県高齢重度障害者介護支援事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、届出者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第7条 事業者は、前条による届出事項に変更が生じたときは、千葉県高齢重度障害者介護支援事業承認事項変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前条により実施を届け出た事業を廃止、休止又は再開するときは、千葉県高齢重度障害者介護支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（助成金の額）

第8条 本事業の助成金の額は、第2条第3号に規定する者1人当たり日額1,980円とする。

（助成の申請）

第9条 本事業の助成金を受けようとする対象施設の事業者は、千葉県高齢重度障害者介護支援事業助成申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（決定等）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を千葉県高齢重度障害者介護支援事業助成金決定（却下）通知書（様式第6号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた事業者があると認

めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保存)

第12条 本事業の助成金の支給を受けた事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当該助成事業完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査及び指導監査)

第13条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業者若しくはその従業者若しくは高齢重度障害者又はこれらの者であった者に対して、本事業に係る報告若しくはサービスの提供に係る書類の提示を命じ、又は本市の職員を対象施設に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 前二項の規定に基づく調査及び指導監査を行う際は、本市の職員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係人からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業実施届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

施設の名称				
施設の所在地				
施設の定員	日中： 人	夜間： 人		
短期入所定員	人			
従業者配置基準	日中サービスにおける指定基準・費用算定基準上必要な職員数 (A)	人		
	夜間サービスにおける指定基準・費用算定基準上必要な職員数 (B)	人		
	計 (C) (= A + B)	人		
強度行動障害加算事業等の対象となる利用者数			人	
	加算に必要な人員 (D)	人		
高齢重度障害者介護支援事業の対象となる利用者数			人	
	助成条件に必要な人員 (E)	人		
必要な職員数 (F) (= C + D + E)			人	
従業者の現員数 (G) ※1			人	
対象利用者 ※2				
市内 市外	氏名	年齢	身体障害等級 知的障害程度	病状

※1 届出をする日の属する月の配置状況を記入。別添の従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表の内容と一致させること。

※2 千葉県内の全対象利用者について記入すること。

(添付書類)

(1) 勤務体制及び勤務形態一覧表

(2) 身体障害者手帳及び療育手帳の写し

(3) 診断書(助成対象者要件が判別できる内容であれば、様式は任意)

(4) 個別支援計画書の写し(支援内容の分かるもの)

※ (2)～(4)は、千葉市の支給決定者分に限る。

様式第2号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで申請のあった千葉市高齢重度障害者介護支援事業について、
下記のとおり通知します。

記

1 承認する

2 承認しない

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

問合せ先

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課
電 話 043(245)5174 FAX 043(245)5630

様式第3号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業承認事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

次のとおり承認を受けた内容を変更したので届け出ます。

承認内容を変更した施設	種 別	
	名 称	
	所在地	
変更があった事項		変更の内容
1	施設の種別・名称・所在地	
2	施設の定員・短期入所定員	
3	従業者配置基準	
4	強度行動障害加算事業等の対象人数	
5	高齢重度障害者介護支援事業の対象人数	
6	助成条件に必要な職員数	
7	従業者の現員数	
変更年月日		年 月 日

備考 変更内容がわかる書類を添付してください。

様式第4号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

次のとおり千葉市高齢重度障害者介護支援事業を廃止・休止・再開したので届け出ます。

廃止・休止・再開施設	種 別	
	名 称	
	所在地	
廃止・休止・再開年月日		
廃止・休止の理由		
高齢重度障害者に対する措置 (廃止・休止の場合のみ)		
休止予定期間 (休止の場合のみ)		

様式第5号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業助成申請書

【 年 月分～ 月分】

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

千葉市高齢重度障害者介護支援事業の助成を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 (1) 助成申請額合計 円

(2) 助成申請額内訳 年 月分： 円

年 月分： 円

年 月分： 円

年 月分： 円

2 助成金調書 (様式第5号の別紙)

3 実績記録票の写し

4 個別支援計画書の写し

※対象となる利用者に係る支援内容の分かるもの。

見直しを行った場合、その都度添付すること。

様式第6号

千葉市高齢重度障害者介護支援事業助成金決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者氏名 様

千葉市長



年 月 日付で申請のあった千葉市高齢重度障害者介護支援事業の助成について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

（1）助成決定額合計 円

（2）助成決定額内訳 年 月分： 円

年 月分： 円

年 月分： 円

年 月分： 円

2 却下

（却下の理由）

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課

電 話 043(245)5174 FAX 043(245)5630